

税率改正後初年度の予定申告について

- ◆ 法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の 法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

経過措置

〈法人事業税〉

$$\text{前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{7.5}$$

〈地方法人特別税〉

$$\text{前事業年度の地方法人特別税額} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{4}$$

〈都民税法人税割〉

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times \underline{3.8} \div \text{前事業年度の月数}$$

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ計算方法が異なりますので、ご注意ください。



- ◆ 都民税法人税割の予定申告の経過措置は、地方法人税*（国税）が創設されたことに伴う税率の改正によるものです。

*「地方法人税」について

地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から創設された**国税**であり、法人税の申告義務がある法人が、法人税額（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額）の4.4%（税率）を国（税務署）に対して申告納付します。

※ 地方法人税の中間申告（予定申告を含む）については、**平成27年10月1日以後に開始する事業年度**が対象となっています。

※ 地方法人税の詳細については、税務署へお問い合わせください。

詳細は、主税局 HP をご覧いただくか、下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の法人事業税係

主税局課税部法人課税指導課 03-5388-2963